施行日 2024年1月4日

新(改正後)旧(改正前)第1条 (約款の趣旨)(現行とおり)第1条 (約款の趣旨)(省 略)

第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)

- (1)未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けられるお客様は、2023年9月30日までに当社に対して以下の手続きをされたお客様に限ります。
- ①租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出する。
- ②租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各 号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏 名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施 行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日お よび住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本 人確認を受ける必要があります。

第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)

(1) お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受ける ためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月 30 日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用 確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成 年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」も しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、租税 特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲 げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生 年月日、住所および個人番号(お客様が和税特別措置法施行令 第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の13 第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日お よび住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める 本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座 廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未 成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に 上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日 の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知 書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはでき ません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年 者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。

| 新(改正後) | 旧(改正前) |
|-----------------|---------------------------------------|
| (2)~(3) (現行とおり) | (2)~(3) (省略) |
| (削 除) | (4)お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、 |
| | 「基準年」といいます。) の前年 12月 31 日または 2023年 12 |
| | 月 31 日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座 |
| | 廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の |
| | 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提 |
| | 出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別 |
| | 措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事 |
| | 由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返 |
| | 還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしく |
| | は記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされて |
| | いる上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うも |
| | の(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場 |
| | 合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該 |
| | 未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領 |
| | した配当等および譲渡所得等について課税されます。 |
| (削 除) | (5) 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月 |
| | 1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30 |
| | 日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が |
| | 1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の |
| | 日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れを |
| | していた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の |
| | 提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条 |
| | の14 の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」 |
| | を交付します。 |

新(改正後) 旧(改正前) (継続管理勘定の設定) 第3条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定) 第3条 (削 除) (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非 課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは 記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37条の14 第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。本 章第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、 以下同じ。) (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいま す。) につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する 記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいい ます。以下同じ。) は、2016年から 2023年までの各年(お客様 がその年の1月1日において 20 歳未満である年および出生し た日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。 (削 除) (2) 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」 が年の中途において提出された場合における当該提出された日 の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未 成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税 務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の 提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月 1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続 (3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継 管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録 続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記 または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしく 録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もし は記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録 くは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記 と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024 録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、2024 年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において 年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において

| due (of the control | |
|---|-----------------------------------|
| 新(改正後) | 旧(改正前) |
| 18 歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。 | 20 歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。 |
| 第4条 (非課税管理勘定および継続管理勘定における処理) | 第4条 (非課税管理勘定および継続管理勘定における処理) |
| (現行とおり) | (省 略) |
| 第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) | 第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) |
| (削 除) | (1) 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘 |
| | 定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 29 条 |
| | の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する |
| | 特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け |
| | 入れます。 |
| | ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日か |
| | ら同日の属する年の 12 月 31 日までの間(以下、「受入期間」 |
| | といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購 |
| | 入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払 |
| | 込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金 |
| | 額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等については |
| | その移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80 |
| | 万円(②により受け入れた上場株式等があるときには、当該 |
| | 上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を |
| | 超えないもの |
| | イ 受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒 |
| | 介、取次ぎまたは代理を含みます。) により取得をした上場株 |
| | 式等、当社から取得をした上場株式等または当社が行う上場 |
| | 株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価 |
| | 証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした |

| 新(改正後) | 旧(改正前) |
|----------------------------------|--|
| | 上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入 |
| | れられるもの |
| | ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非 |
| | 課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社 |
| | に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項 |
| | 第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」 |
| | の提出をして移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除 |
| | きます。) |
| | ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項の規定により |
| | 読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の |
| | 非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設け |
| | られた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下 |
| | 「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる |
| | 非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経 |
| | 過日の属する年の 11 月 30 日を目途に「未成年者口座内上場 |
| | 株式等移管依頼書」を提出してください。) |
| | ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定によ |
| | り読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定 |
| | する上場株式等 |
| 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定に | (2) 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定 |
| おいては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 | においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 |
| ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日 | ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日 |
| の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設 | の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設 |
| けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等 | けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等 |
| で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の | で、お客様が当社に対し、 <mark>前項第1号口</mark> に規定する「未成年 |

新(改正後)

15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

- ② 租税特別措置法施行令第 25条の13の8第4項の規定により 読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未 成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管 理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過 する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日 に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この 場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出する 必要はありません。)
- ③ (現行とおり)
- 第6条 (未成年者口座の譲渡の方法) (現行とおり)
- 第7条 (課税未成年者口座等への移管)
- (1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座へ の移管は、次に定める取扱いとなります。
- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(本章第5条第1項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

旧(改正前)

者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

- ② 租税特別措置法施行令第 25条の13の8第4項の規定により 読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未 成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管 理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管 理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属 する年の11月30日を目途に「未成年者口座内上場株式等移 管依頼書」を提出してください。)
- ③ (省略)
- 第6条 (譲渡の方法) (省 略)
- 第7条 (課税未成年者口座等への移管)
- (1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座へ の移管は、次に定める取扱いとなります。
- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(本章第5条第1項第1号ロもしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ

新(改正後)

- イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18 歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口 座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
- ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他 の保管口座への移管
- ② お客様がその年の1月1日において18 歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管
- (2) (現行とおり)
- 第8条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

①~③ (現行とおり)

- 第9条 (未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法) (現行とおり)
- 第11条 (未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)
- 第11条の2 (継続管理勘定への移管)

(1) 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、 当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口 旧(改正前)

次に定める移管

- イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18 歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座 と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
- ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他 の保管口座への移管
- ② お客様がその年の1月1日において20 歳である年の前年12 月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日 の翌日に行う他の保管口座への移管
- (2) (省略)
- 第8条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録また は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日 までは、次に定める取扱いとなります。

①~③ (省略)

第9条 (未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)

〉(省略)

第11条 (未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

(追 加)

| 新(改正後) | 旧(改正前) |
|--|--|
| 座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管 | |
| 理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定 | |
| から当該継続管理勘定に移管いたします。 | |
| (2)前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第 | |
| 25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属 | |
| する年の 11 月 30 日を目途に提出した場合には、継続管理勘定 | |
| への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。 | |
| 第12条 (未成年者口座の出国時の取扱い) | 第12条 (出国時の取扱い) |
| (1) お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居 | (1)お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居 |
| 住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる | 住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる |
| 場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特 | 場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特 |
| 別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国 | 別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国 |
| 移管依頼書の提出をしてください。 | 移管依頼書の提出をしてください。 |
| (2) (現行とおり) | (2) (省略) |
| (削 除) | (3) 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様 |
| | が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に |
| | 規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に未成年 |
| | 者帰国届出書の提出をするまでの間は、当該未成年者口座に係る |
| | 非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。 |
| | |
| 第13条 (課税未成年者口座の設定) | 第13条 (課税未成年者口座の設定) |
| 〉 (現行とおり) | 〉(省 略) |
| 第14条 (課税管理勘定における処理) | 第14条 (課税管理勘定における処理) |
| 第15条 (課税未成年者口座の譲渡の方法) | 第15条 (譲渡の方法) |

| 新 (改正後) | 旧(改正前) |
|--------------------------------|--------------------------------|
| (現行とおり) | (省 略) |
| | |
| 第16条 (課税管理勘定での管理) | 第16条 (課税管理勘定での管理) |
| ~ (現行とおり) | 〉(省 略) |
| 第19条 (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する | 第19条 (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する |
| 特定口座以外の特定口座がある場合) | 特定口座以外の特定口座がある場合) |
| | |
| 第20条 (課税未成年者口座の出国時の取扱い) | 第20条(出国時の取扱い) |
| (現行とおり) | (省 略) |
| 第21条 (課税未成年者口座への入出金処理) | 第21条 (課税未成年者口座への入出金処理) |
| ↑(現行とおり) | 〉 (省 略) |
| 第24条 (取引残高の通知) | 第24条 (取引残高の通知) |
| | |
| 第25条 (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である | 第25条 (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である |
| 旨の明示) | 旨の明示) |
| (1) お客様が当社への買付けの委託により取得をした上場株式 | (1) お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得 |
| 等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等 | をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、 |
| の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税 | 本章第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者 |
| 未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る | 口座への受入れである場合には、同第14条に規定する上場株式 |
| 注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年 | 等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得し |
| 者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があり | た上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得を |
| ます。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座に | した上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け |

入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当 社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れで

よる取引とさせていただきます。

新(改正後) 旧(改正前) ある旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様 から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせてい

(2)(現行とおり)

第26条 (基準年以降の手続き等) (現行とおり)

第27条 (非課税口座のみなし開設)

- (1)2024以後の各年(その年1月1日においてお客様が18歳 である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未 成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または 恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととな っている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設さ れている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条 の14 第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- (2)前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳で ある年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(利 税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座 開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、 同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約 (同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。) が締結されたものとみなします。

ただきます。

(2)(省 略)

第26条 (基準年以降の手続き等) (省 略)

第27条 (非課税口座のみなし開設)

- (1)2017年から2028年までの各年(その年1月1日においてお 客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様 が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居 住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しな
 いこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口 座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措 置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設さ れます。
- (2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳で ある年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(利 税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座 開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、 同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約 (同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいま す。) または特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特 定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなし

| 新(改正後) | 旧(改正前) |
|--|--|
| | ます。 |
| 第28 [条 (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本 契約は解除されます。 ①~④ (現行とおり) ⑤ お客様が出国の日の前日までに本章第12条の出国移管依頼 書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様 が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出 書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお 客様が18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥ (現行とおり) | 第28条 (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本 契約は解除されます。 ①~④ (省 略) ⑤ お客様が出国の日の前日までに本章第12条の出国移管依頼 書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様 が20歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出 書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお 客様が20歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥ (省 略) |
| 第29条(合意管轄) (現行とおり) | 第29条(合意管轄) (省 略) |
| (削 除) | <u>附則</u> 成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2023年1月1日 より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」 に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20 歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。 |
| 以上 | 以上 |